

姫路市市民共創プラットフォーム運営支援業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和6年6月

姫 路 市

1 募集の概要

姫路市は、令和3年10月に策定した「姫路ライフ・デジタル戦略」において目指すべき将来像として掲げている「令和12年度（2030年度）の姫路市の姿」の実現に向け、姫路版スマートシティを推進する。

スマートシティ事業の推進にあたっては、ウェルビーイングを向上させるサービスデザインの視点から、市民同士による対話やアイデアの投稿、それに対する評価や投票を行えるようにするなど、多様な意見を取り入れた市民共創による政策実現が重要である。ついては、オンライン上で意見交換を行えるコミュニティとして、市民共創・地域共創により政策実現を行うためのインターネット上のプラットフォーム（以下、「市民共創プラットフォーム」とする。）を導入し、市民等の政策参画の利便性を向上させる。

また、上記に加えてプラットフォーム上の議論を掘り下げるため、市民参画型の座談会を開催する。

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (4) 公告の日から参加表明受付期間の最終日までの間において、次の全てに該当すること。
 - ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
 - イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 資本関係
次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
 - (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

(8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

(9) 平成30年4月1日以後に完了した、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体（公共法人等）が発注したインターネットなど情報通信技術を利用し、行政の計画策定や政策立案に対して、不特定多数の住民による対話や意見投稿等が可能なシステム構築に係る業務の履行実績を元請として有すること。

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市デジタル戦略本部デジタル戦略室 マイナンバー制度担当（以下「デジタル戦略室」という。）

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地 本庁2階

電話 (079) 221-2167

FAX (079) 221-2161

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和6年（2024年）6月7日から同年7月30日まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	デジタル戦略室

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項目	日時
1	公告及び調達仕様書等の公表	令和6年6月7日
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和6年6月21日
3	参加資格確認結果の通知	令和6年6月24日
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和6年7月1日
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和6年7月4日

6	提案資料提出書類の受付期限	令和6年7月11日
7	契約候補者の特定	令和6年7月16日
8	契約候補者の通知	令和6年7月23日
9	契約締結予定及び審査結果の公表	令和6年7月30日

5 参加表明手続及び参加資格の確認

(1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式1-1）

(イ) 履歴事項全部証明書（令和6年3月7日以降に発行された最新のものの原本）

(ウ) 業務実績調書（様式1-2）

(エ) 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたものの原本、市税の納税義務がある場合に限る。）

(オ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3）（公告日以後に発行されたものの原本）

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和6年（2024年）6月7日から同月21日まで 本市の休日を除く
閲覧の場所	デジタル戦略室 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 （ https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000027837.html ））

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

オ 提出場所

デジタル戦略室

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和6年6月19日午前9時から同月21日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和6年6月24日午後5時までに参加資格確認通知書を電子メールにより発送することで通知する。

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認められた理由について

説明を求めることができる。その場合は、令和6年7月1日正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）によりデジタル戦略室に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 説明会

説明会は、行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式2）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加申し込みしようとする者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Wordとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

bangoseido@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和6年7月1日午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和6年7月4日午後1時から

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する調達仕様書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に質問者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

ア 姫路市市民共創プラットフォーム運営支援業務委託提案書表紙（様式3-1）及び姫路市市民共創プラットフォーム運営支援業務委託に係る提案書様式（様式3-2）（以下これらを「提案書」という。）

イ 姫路市市民共創プラットフォーム運営支援業務委託に係る提案見積書（様式4）

(2) 提出部数

「姫路市市民共創プラットフォーム運営支援業務委託に係る提案書作成要領」（以下「作成要領」という）に記載の部数とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録が確認できるものによること。

持参する場合は、あらかじめデジタル戦略室へ連絡すること。

(4) 提出場所

デジタル戦略室

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和6年7月9日午前9時から同年7月11日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) 提案書等提出に係る要領及び留意事項

ア 提案書

(ア) 提案書は、作成要領に従い作成すること。

(イ) 提案書は、提案書表紙に押印し、提案書本文内に会社名等を記載した提案書（以下「提案書正本」という。）を1部、提案書正本のうち、提案書表紙を除き、提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載を削除した提案書（以下「提案書副本」という。）7部を提出すること。

また、電子媒体（CD-R又はDVD-R）に提出する文書の全て（提案書正本及び提案書副本データ）を保存し、1部を提出すること。

(ウ) 提案書は、日本語で分かりやすく記述すること。専門的な用語については、用語解説を入れるなど、提案内容を理解しやすいように工夫すること。

(エ) 提案書副本に、提案者が特定できるような表示及び記載がある場合は失格となる場合がある。

イ 提案見積書

(ア) 提案に係る費用の見積は、提案見積書の様式に従い作成すること。

(イ) 単位は、円で記述すること。

(ウ) 提案見積書は、正本1部を提出すること。

ウ その他

(ア) 提案書の構成は、作成要領に示すとおりとする。提案書副本について、提案者名を記述する場合は、参加者決定通知書に記載した文字列で代替すること。

(イ) 提案者につき提案資料の提出は1件とする。

(ウ) 提出された書類は、返却しない。

(エ) 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

- (オ) 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。
- (カ) 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

9 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

- ア 審査は、前項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。
- イ 提案に関する評価は、姫路市市民共創プラットフォーム運営支援業務実施事業者審査委員会において実施する。
- ウ 審査の過程において、提案資料に係る質問及びヒアリングは実施しないものとする。
- エ 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。
- オ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

評価項目	評価基準	配点
実施体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制の全体構成が明確に記述され、優れた内容となっているか。 ・国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体（公共法人等）における同様の具体的な実績及び、その際の取り組み内容（創意工夫した点等）が記述され、優れた内容となっているか。 	10点
市民共創プラットフォームの導入支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・市民共創プラットフォームの導入支援への取組、手法等が詳細に記述され、優れた内容となっているか。 	10点
システム機能要件	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に示す要件（システム機能全般）への対応が詳細に記述され、優れた内容となっているか。 ・参加者同士が積極的に前向きな議論を交わせるよう、政策担当者が促すこと 	30点

	<p>ができる機能が詳細に記述され、優れた内容となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一見して使いやすいUIデザインや、不適切な投稿の排除といった、参加者がストレスなく議論できる場の形成について詳細に記述され、優れた内容となっているか。 	
座談会の企画運営	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書で示す座談会の開催について、政策担当者の作業負担を軽減するための取組、手法等が詳細に記述され、優れた内容となっているか。 ・姫路市民を座談会に参加させるための取組、手法が詳細に記述され、優れた内容となっているか。 	20点
広報施策	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書で示すプラットフォームを活性化するための広報施策について、参加者を集め確保する施策の内容が詳細に記述され、優れた内容となっているか。 ・広報施策に関する追加提案が明確に記述され、優れた内容となっているか。 	20点
意見の分析及び提言	<p>仕様書で示す意見集約及び分析、政策提言について、政策担当者にわかりやすく伝えるための取組、手法が詳細に記述され、優れた内容となっているか。</p>	15点
その他要件	<p>仕様書に示す要件以外で追加提案があった場合、詳細に記述され、本市にとって有益な内容となっているか。</p>	15点

合計		120点
選定委員5人計		600点

※1 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	仕様を満たしている程度	各項目の配点×0.00

イ 事業費（受託希望金額）に関する評価

配点は100点とし、提案見積書に記載の見積金額について、下記算定式により算出する。

$$\text{※価格評価点} = (1 - \text{提案見積額} \div \text{提案上限金額}) \times 100 \text{点}$$

ウ 総合評価点

提案書に関する評価点（選定委員5名の合計）と事業費に関する評価点の合計により算出する。（満点700点）

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も調達仕様書で示した仕様等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

エ 契約候補者の特定を令和6年7月16日に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は、令和6年7月23日午後4時までに、本件業務の見積書をデジタル戦略室に提出すること。

カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和6年7月30日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

10 契約の方法

(1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。

(2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、

前項第1号オと同様の方法により契約候補者を特定する。

- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

1.1 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第9項第1号オの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定するまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）によりデジタル戦略室に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録ができるものに限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

1.2 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項に規定する参加資格を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第260号第1項第5号に示す提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者。
- (5) 調達仕様書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

1.3 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1.4 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1.5 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者が契約締結までの間に、このプロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (4) 参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合は、指名停

止を行うことがある。